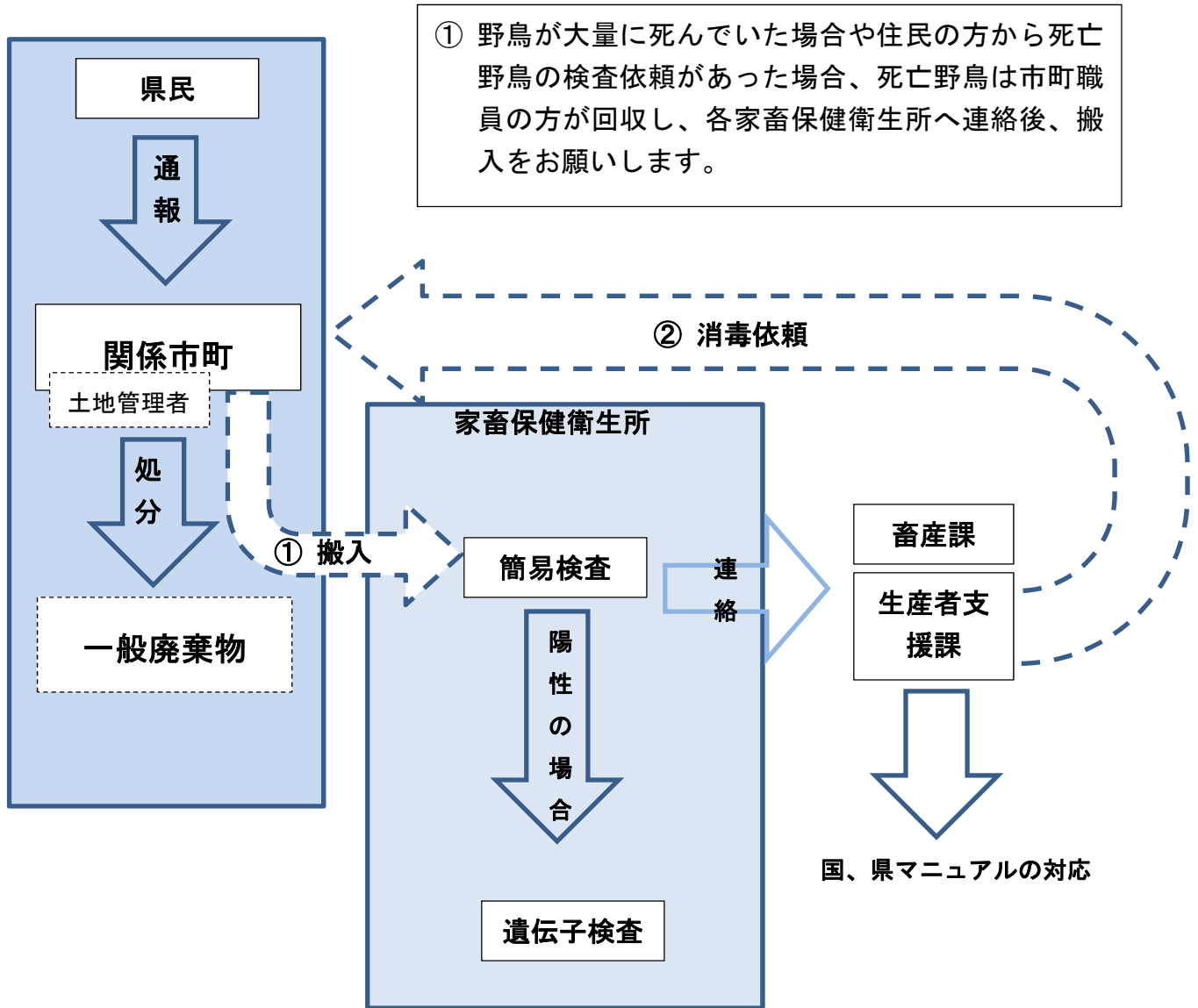


野鳥における鳥インフルエンザ対策

《死亡野鳥の対応フロー図》



- ② 簡易検査で陽性となった場合、死亡野鳥の回収箇所（半径 1 m 内）を消石灰散布による消毒を、死亡野鳥を回収された市町職員の方で行ってください。消毒のための消石灰が必要な場合は、家畜保健衛生所で受け取ってください。

夜間・休日等の対応

県民の方が、市町の代表電話などに通報された場合、市町の担当者へ確実につながる体制整備をお願いします。

検査対応の対象外

- ・骨折やケガなど高病原性鳥インフルエンザ以外の死亡理由が明らかなもの
- ・死後 1～2 週間以上経過し、乾いてきている状態のもの